## 平成26年度山形県米粉利用技術アドバイザー派遣事業実施要綱

## (事業の目的)

第1条 山形米粉利用拡大プロジェクト推進協議会(以下、「協議会」という。)は、米粉利用の取組みを促進し、本県産米を原料とする米粉(以下、「県産米米粉」という。)の利用の拡大を図ることを目的として、米粉利用技術等に関する専門的な知識を有するアドバイザー(以下、「アドバイザー」という。)を予算の範囲内で派遣することとする。

## (派遣対象となる事業)

- 第2条 アドバイザー派遣の対象事業は、山形県内の食品加工、料理飲食、旅館等の事業 者及びこれらで構成する団体等(以下「事業者等」という。)が行う以下の事業とする。
  - (1) 県産米米粉利用技術の普及、向上を目的とするセミナー講習会等
  - (2) 県産米米粉を原料とする新商品、新メニューの開発
  - (3) その他協議会が必要と認める事業
- 2 事業者等は、1事業あたりの指導効果を高めるため、指導を受ける対象者がより多く なるように配慮して計画することとする。

## (アドバイザーの選定)

第3条 アドバイザーの選定については、協議会、事業者等が協議して決定するものとする。

### (申込方法)

- 第4条 アドバイザー派遣を希望する事業者等は、協議会に対し、次により事前に申込み を行う。
  - (1) 事業実施にあたっては、協議会と協議したうえで、アドバイザーと日程等の連絡調整を行うものとする。
  - (2) 事業内容、希望する講師、経費等が決定次第、できるだけ早期に「山形県米粉利用技術アドバイザー派遣申込書(以下「申込書」という。)」(様式 1 号)を協議会に提出する。

#### (派遣決定)

第5条 協議会は、申込書の内容を審査し、派遣の可否を「山形県米粉利用技術アドバイザー派遣通知書」(様式第2号)又は「山形県米粉利用技術アドバイザー派遣事業不採択通知書」(様式第3号)により事業者に対し通知するとともに、派遣を認めた場合は、「山形県米粉利用技術アドバイザー派遣依頼書」(様式第4号)によりアドバイザーに対し依頼を行う。

#### (実績報告)

第6条 アドバイザーは、派遣業務を終了した場合、協議会に対し、速やかに「山形県米 粉利用技術アドバイザー派遣事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)」(様式第5 号)を提出する。

# (守秘義務)

第7条 講師は、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを終え た後も同様とする。

## (費用の支払い)

- 第8条 協議会は、実績報告書の内容を審査し、適当と認められる場合には、予算の範囲 内において謝金及び旅費を支払う。
- 2 協議会がアドバイザーに支払う金額は次のとおりとする。
  - (1) 謝金は、協議会がアドバイザーと調整のうえ決定した額とし、事業1回あたりの上限を次の表のとおりとする。

# 【報償費】

講 師 謝 礼 金 (2~3時間程度を想定)	
大学教授級	30,000 円
※著名な教授又は評価等の書類作成依頼を含む場合	50,000 円
大学準教授、講師級	20,000 円

- (2) 旅費は、山形県旅費規程により定められる額とし、事業1回あたりの上限を4万円とする。
- 3 協議会は、予算に達した場合には、アドバイザーの派遣を終了する。

#### (庶務)

第8条 アドバイザー派遣に関する庶務は協議会が処理する。

### 附則

1 この要綱は平成26年7月1日から施行する。